

※「賃上げ貸付特例制度（2年間）▲0.5%」利用で利息は更にお得！！

## 生活衛生改善貸付【衛経】のご案内

	設備資金	運転資金
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間 (うち据置期間)	10年以内(2年以内)	10年以内(2年以内)
利率(年) 令和8年2月1日現在	(全期間) 2.40%	他の融資制度よりも低利でご利用いただけます。
保証人・担保	不要	

「第三者保証人等を不要とする融資」を適用した場合の他の融資制度との比較

【一般貸付】10年返済、基準利率を適用した場合の利率3.70%と比較すると ▲1.30%

【例】500万円の借入(10年返済)で利息は約325千円お得！

毎月のご返済は4万8千円弱(元金4.2万円) 利息は月々漸減していきます

※「賃上げ貸付利率特例」とは賃上げ(2.5%以上の賃上げ)で利率は2年間1.90%

ご利用いただける方	生活衛生同業組合の経営特別相談員または生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導に基づいて、 <u>生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方</u> 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です。 1 営業許可等を受けている生活衛生関係営業者であること。 2 常時使用する従業員が5人以下(旅館、興行場営業は20人以下)の法人または個人であること。 ※家族従業員、パート等を除く 3 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること。 4 所得税、法人税、事業税または都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます。)を原則として完納していること。
ご利用の手続	ご相談お申込 → 推薦 → 生活衛生同業組合 生活衛生営業指導センター → ご融資 日本政策金融公庫 国民生活事業

※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

※ くわしくは、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターにお気軽にご相談ください。

資料：令和8年2月作成

(お問合せ先) 〒790-0811 松山市本町7丁目2 愛媛県本町ビル2F  
(公財) 愛媛県生活衛生営業指導センター  
TEL (089) 924-3305 FAX (089) 924-3304

## 生活衛生セーフティーネット貸付（危機対応後経営安定資金）のご案内

運 転 資 金	
ご 融 資 額	別枠 7,200万円以内（コロナを含め借入を一本化可能）
ご 返 済 期 間 (うち元金据置期間)	20年以内（元金据置期間2年以内）
利 率 （ 年 ） 令和8年 2月1日現在	3.30%（5年以内）～4.10%（10年以内）～4.40%（20年以内）
担 保	無担保の場合

ご利用いただける方  <b>④賃上げ貸付利率特例利用可</b>  ・貸出日から <b>2年間</b> 基準利率 から <b>0.5%減免</b> されます ※賃金の総支払額が5年間で <b>2.5%以上増加</b> が条件	<p>次のアからウまでの全ての要件を満たす生活衛生関係営業者</p> <p>ア 次のいずれかの貸付制度等にかかる貸付残高を有する者</p> <p>（ア）生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>（イ）生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付</p> <p>（ウ）新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付</p> <p>（エ）生活衛生関係営業危機対応特別貸付（対象事業から令和7年1月1日以降に除外されたものにかかる貸付けにかぎる。）</p> <p>（オ）生活衛生関係営業セーフティーネット貸付（危機対応後経営安定資金）</p> <p>イ <b>返済負担が重くなっていること。（債務返済負担年数13年超）</b></p> <p>ウ <b>中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること。</b></p>
お 使 い 途	ご利用いただける方に掲げる者が既往債務の返済負担軽減のために必要とする運転資金（ <b>借換資金</b> に加えて <b>経常運転資金</b> も利用できます。）
お 申 込 に 必 要 な 書 類	公庫所定の必要書類のほか、次の書類が必要になります。 ○ 生衛組合に加入されている方は「振興事業に係る資金証明書」
ご 利 用 の 手 続 き	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <b>ご相談</b>  <b>お申込</b> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <b>生活衛生同業組合</b>  <b>生活衛生営業指導センター</b> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <b>ご融資</b>  <b>日本政策金融公庫</b>  <b>国民生活事業</b> </div> </div>
問 い 合 わ せ は 各 組 合、 又 は 左 記 の 指 導 セン タ ー	<p>※ くわしくは、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターにお気軽にご相談ください。</p> <p>【問い合わせ先】〒790-0811 松山市本町7丁目2 愛媛県本町ビル2F  <b>（公財）愛媛県生活衛生営業指導センター</b>  <b>TEL (089) 924-3305 FAX (089) 924-3304</b></p>

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがございます

資料：令和8年2月作成

## 振興事業貸付のご案内

	設備資金	運転資金
ご融資額	1億5千万円～7億2千万円	5,700万円
ご返済期間 (うち据置期間)	20年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)
利率(年) 令和8年2月1日現在 ※借入期間が長いほど金利は高くなる	特利利率C適用 (2.40%～3.50%)	基準利率 (3.30%～3.50%)
※不動産担保無し利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の融資制度よりも低利でご利用いただけます。</li> <li>以下の要件を満たす場合、<b>さらに利率が低減</b>されます。</li> </ul>	

<p>ご利用いただける方 「<b>生活衛生同業組合員</b>」 のみ  さらに  (注意) 5年間で2.5% 以上の賃上げ増加額で<b>金利減免2年間(-0.5%)</b> が新設されました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご利用にあたっては、<u>振興計画認定組合の長</u>（支部長）が発行する「振興事業に係る<b>資金証明書</b>」が必要です。 &lt;設備資金・運転資金&gt;</li> <li>「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画（書）」を策定し、振興計画認定組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方は、貸付利率が0.15%引下げられます。</li> <li>「生産性向上に係る事業計画（書）」に基づく取組みを行う方は、貸付利率がさらに、0.15%（<b>合計0.3%</b>）引下げられます。</li> </ul> <p><b>○【新制度】</b> 「賃上げ貸付利率特例制度」最近の決算期と比較して雇用者給与を2.5%以上の賃上げを行う場合(最近の決算期において既に増加させている場合も含む)は、貸付利率がさらに<b>0.5%</b>（<b>ご融資日から2年間</b>）引下げられます。ただし、<u>利率の下限は0.3%</u>。</p> <p>○「生活衛生関係営業新企業育成資金」・「生活衛生関係営業事業承継資金」等の拡充についてもご相談ください</p>
<p>ご利用の手続き</p>	<pre> graph LR     A[ご相談 お申込] --&gt; B["推奨 生活衛生同業組合 生活衛生営業指導センター"]     B --&gt; C["ご融資 日本政策金融公庫 国民生活事業"]   </pre>

※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

※ くわしくは、生活衛生同業組合または生活衛生営業指導センターにお気軽にご相談ください。

資料：令和8年2月作成

(お問い合わせ先) 〒790-0811 松山市本町7丁目2 愛媛県本町ビル2F  
(公財) 愛媛県生活衛生営業指導センター  
TEL (089) 924-3305 FAX (089) 924-3304